

第3条 新潟県美容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 開設者が外国人である場合は、<u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</u></p> <p>5 （略）</p>	<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 開設者が外国人である場合は、<u>外国人登録証明書</u></p> <p>5 （略）</p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。